

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2020年5月(2020.4.21~2020.5.18)

法令情報

1-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則

及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令 (2件共 2020.4.28 公布、同日施行)

-2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の規定に基づく事由

並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を定める件 <経済産業省告示第101号>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、省エネ法に基づく定期報告書等の提出期限が延長されます。その他省エネ法に基づき特定事業者等に選任が求められる管理者等の選任期限も延長されます。

省エネ法に基づくエネルギー使用状況届出書等を提出する事業者に適用されます。

<参考> 経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200428005/20200428005.html>

2-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

<政令第148号>(3件共 2020.4.22 公布、2021.4.1 施行)

-2. 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の

一部を改正する省令 <厚生労働省令第89号>

-3. 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 <厚生労働省告示第192号>

溶接作業から発生する溶接ヒューム及び溶接ヒューム等に含まれる塩基性酸化マンガンを労働安全衛生法上の第2類特定化学物質に指定され、同物質を取り扱う作業の作業主任者の選任や特殊健康診断の実施が追加になりました。

当該物質を製造または取り扱う業務を有する事業者が対象です。

<参考> 厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09323.html

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190448&Mode=3>

以上